

令和5年度芦東山記念館館長講座
「続・一関市域の江戸時代犯科帳」

第1回

奴刑のはなし

令和5年5月13日(土) 13時30分～15時

於 大東コミュニティセンター 多目的ホール

はじめに

奴刑は、犯罪者当人もしくはその家族等を奴婢(＝犯罪奴隷)化する刑罰であり、古今東西広くみられる刑罰である。わが国近世においても、対馬藩(宗家)を初めとする西南諸藩の奴刑の存在が知られており、決して珍しい刑罰ではない。

しかし、その具体的内容にはそれぞれ相違があり、仙台藩・一関藩で行われた奴刑にも顕著な特徴がある。今回は、この仙台藩・一関藩の奴刑の特徴を説明する。

I 江戸幕府の奴刑

仙台藩・一関藩の奴刑について検討する前に、参考として江戸幕府の奴刑についてみておきたい。

1) 近世前期

【資料1】にみられるように、No. 1・9・11等の例外はあるものの、奴刑が科されるのはほとんどが犯罪者の妻子で、いわゆる縁坐刑として奴に処された者である(＝縁坐奴)。付与先の多くは右筆(＝書記役)である。

2) 近世中期以降

- 元禄末～享保初(1700～1720)頃に、「火罪や磔に処された者の男子は斬罪とする。妻と女子は奴とし、代官所の者は囚獄(＝牢屋奉行)に、給所(＝旗本領)の者は地頭(＝旗本)に与える」との法令が出されている。
- 享保13年(1728)に、奴に処された女は、江戸幕府の家臣で望みの者がいれば付与し、町方についても貰いたい者がいれば与えるとした。
- 寛保2年(1742)に一応の成立をみた『公事方御定書』下巻第20条中に、

「男に誘引され、山越えいたし候女は奴」

「関所を忍び通った女は奴」

と規定され、奴に処されるのはこの2ヶ条のみとなり、以後この法が幕末まで維持されることになる。従って、幕府で奴に処される者はさほど多くなかったろうから、奴刑の重要度もわずかなものになったろう。

II 仙台藩の奴刑

1) 近世前期

- 仙台藩においても、奴とされる者はほとんどが犯罪者の妻子であるが、元禄初年(1690

- ・年(前後)には判決文に「妻子・家財欠所^{けっしょ}」と記されていたものが、元禄末年(1700年(前後))には「妻子奴・家財欠所」と記されるように変化する。これは、妻子と家財が同一視されていたものが、妻子と家財が分化されたことを示すのではないか。
- ・後に「島奴^{しまやつこ}」と称される制度が、貞享^{じょうきやう}・元禄期(17世紀末)にみられ、これは判決文に「遠島の者に奴くださる」「牡鹿郡網地浜へ奴に賜う」とあるように、犯罪者自身が流罪地に奴として与えられるものである。
- ・いずれも凡下(=庶民^{ほんげ})身分の者が奴とされ、しかもそれは無期刑だったと思われる。

2) 『評定所格式帳』(元禄16年(1703)制定)にみられる奴刑

- ・『評定所格式帳』第43条「罪の者妻子御仕置き^{おしお}の格」第7項・第8項
 - 一 凡下、死罪・牢朽し・流罪・他国御追放の分は、妻子奴、家財欠所仰せ付けられ候、
「只今は、妻子奴仰せ付けられず候、その身罪をもつては、奴に男女とも仰せ付けられ候」(この朱書^{しゆしょ}は明和5年(1768)に書き加えられたもの)
 - 一 奴の分、御町奉行・御郡奉行・御目付・御用番の御武頭^{ぶがしら}・評定所御役人ならびに評定所にて相勤め候役人共・御歩目付・御奉行手前物書^{ものがき}・出入^{しゅつにゅう}司の物書きへ下され候、
ただし、公義にて、御評定所へ出座の御方へ下され候由に付、右の通り仰せ付けられ候、
- ・『同上』第36条「翔落者の類^{かけおちもの}」第3項
 - 一 (前略) 博奕など打ち、欠落致し候分は、尋ね申さず候、跡欠所、妻子奴にまかりなり候、
- ・これらの規定により、死罪・牢朽し・流罪・他国追放に処された犯罪者、及び博奕犯で欠落した者の妻子が縁坐奴とされたこと、逆にいうと、妻子が縁坐奴にされる対象犯罪が明確化された。そして、これらの奴刑は欠所と同一だから、永代(=無期^{えいたい})奴であったろうことも疑いない。
- ・さらに、奴の付与先が明確になり、それは仙台藩の評定所関係の諸役人だったことが分かる。なぜ、この諸役人に奴が与えられたのかというと、それは、幕府が評定所関係諸役人に付与していることに倣ったといっているが、幕府が奴を与えたのは主として右筆だったから、これは仙台藩の誤解である。
- ・いずれにせよ、この元禄末年頃には、縁坐奴が制度的にほぼ確立していたといえる。

3) 享保～延享期における奴刑の変容

① 島奴^{しまやつこ}の制度化

- ・前記のように、近世前期に近流地の流人の中に奴とされた者がすでに存在したが、まだ制度としての島奴とはいえなかった。しかし、享保11年(1726)5月に「島奴に只今まで御扶持方^{おふちかた}くたされず候ところ、常の奴と違い候あいだ、島奴にくだされ候者は、御扶持方壺人分^{おふちかた}ずつくだし置かれ候こと」との指令が出されている。これは島奴が「常の奴」と対比して捉えられるとともに、流人と同じ扶持を給与されることが示されており、藩の正式な刑罰の一種となっているといつてよい。
- ・また、従来死罪に処していた密通事件について、享保12年(1727)正月16日に

一夫持ち候女に相對の密通 男女共に島の奴
一夫持ち申さざる女を強いて奸し候者 男は島の奴、女はお構いなし
とされ、この規定において「島の奴」が密通に対して科せられる刑罰として明瞭な姿をとって表れる。

- ・そして、この島奴を藩の刑罰体系に位置付けるにあたり、藩は流刑を「遠流」と「近流」の2つに分け、遠流（江島）—島奴—近流（田代・網地・長渡）の順とした。つまり島奴はあくまでも流刑の一種であり、近流地に流して、そこの大肝入等に付与する刑と明確化したのである。
- ・それゆえ、島奴が流刑の一種である以上、それは無期刑であることはいうまでもない。

② 縁坐奴の廃止

- ・江戸幕府は享保6年(1721)に縁坐制の緩和を図ったが、仙台藩も同12年(1727)に、密通のうね本夫を殺した密夫は獄門に処されたうえ、子ども奴とされていたものを、子どもを奴にすることを止めている。
- ・妻の縁坐奴廃止を示す史料は入手していないが、幕末期に丹野茂永という武士が、「獅山様(=5代藩主伊達吉村、1703～1743藩主)御代より、追放以上に行われ候者の妻子奴と申す刑をば一切相止められ」(『伊達家文書』9、3187号)と述べていることを信用すれば、この時期に縁坐奴は廃止されたものと思われる。

③ 追放刑と結合した年季奴の成立＝永代奴の消滅及び狭義の奴刑の成立

- ・江戸幕府の享保7年(1722)追放刑抑制令 → 仙台藩は凡下の他国追放を廃止し、それに代えて遠き川切り追放刑を採用(その内容は、追放刑の話の際述べた)
- ・近き川切り追放(三本木川・名取川)は、寛保2年(1742)に三郡追放に統一された。
- ・延享元年(1744)7月5日奉行通達

遠き川切り追放→男女とも5、6ヶ年の年限で、遠郡の大肝入等に奴として与える

翌年、男は実際に追放される場合もあるが、女はすべて奴とし、遠郡の大肝入・城下の検断に与える

三郡以下の追放→その時々吟味で、男女とも諸役人へ奴として付与してよい

この奴には年季が付された。その根拠となる資料はみえないが、たぶん、

三郡追放→3年季、二郡追放→2年季、一郡追放→1年季

と換算されたのではないか

- ・以上を整理すると、i)島奴、男女とも→近流地の肝入等、ii)遠き川切り追放相当の男の奴→遠郡の大肝入等、iii)遠き川切り追放に代わる女の奴→遠方の大肝入・城下検断、iv)三郡追放以下相当の奴、男女とも→諸役人、に与えられたことになる。
- ・こうして、追放刑と奴刑が結合することにより、被追放者に監視が付かないという追放刑の弱点が克服されたといえる。

4) 奴身代金・代人制の登場

① 奴身代金・代人制とは何か

しかし、この被追放者を奴として大肝入・肝入・検断・諸役人へ与えるという制度にも問題があった。それは、この奴は縁坐奴ではなく犯罪者本人であり、主人のいうことを素

直に聞く奴ばかりではなかったろうということである。この点を改善するため、宝暦5年(1755)に下記の措置が取られるようになった。

一奴拝領の者、相対をもって双方より相応の身金(=身代金)召し上げ、いとま相出し候儀、苦しからず候、

一同じく相対をもって勝手次第代人を召し使い候儀、苦しからず候、

一奴の者父母看病いとま等願ひ候はば、相対にていとま取らせ、日数相かかる儀に候はば申し達し、それだけ年限末へ送り召し使い候か、又は右日数中代夫相出させ召し使い候とも、苦しからず候こと、

すなわち、奴刑の宣告を受けた者は、実際に奴として主人の下で使役される代わりに、身代金を支払うか代人を出すことで、自分自身は解放され、一方主人側も、使い勝手の悪い奴の代わりに金を貰うなり、使いやすい者を代人に出させるなどして、双方にとって便宜となる制度に変容したのである。

したがって、奴刑は、

- i 奴刑被宣告者がそのまま奴を勤める場合
- ii 身代金を出すことで解放される場合
- iii 代人を出して解放される場合

の3種類の奴刑が存在することになり、iiとiiiは語の本来の意味での奴刑ではなくなったといえる。

なお、島奴の本質はあくまでも流刑だから、奴身代金・代人制の適用対象外だったろう。

② とある藩の密使による奴刑評

幕末期にいずこかの藩の密使が仙台藩の形勢を探索して提出した『仙台風談』という書に、次のような記事がある。大意を示すと、

- ・博奕宿は芭蕉の辻に晒されて、奴として年季をもって役方の者に与えられ、もし身代金を出せば、主人から心がけが直ったと藩に申し立てて免じて貰える。この罪を購う金子は奴の主人が取れるので、金持ちの者などが奴になると、大金を取って免じてやるようだ。
- ・米塩などを密売買すれば奴とされて町奉行以下の役人に与えられる。重いのは5、6年、軽いのは1、2年である。奴となって家中に与えられると、その主人によっては大金を取って免じてやる者もあり、金を出せないと非道に扱うようだ。藩は、主人がどれほど金を取ろうとも一向構わないようだ。

つまり、奴が解放されるための身代金額は、藩によって額が決められていたわけではなく、主人と奴との間の交渉次第だったらしい。だから強欲な主人は多額な身代金を要求し、奴側も何とか奴から解放されたいと望めば、それに応えざるを得なかったのである。

詳細は略すが、実例をみても奴の身代金はバラバラであり、2年季の奴よりも1年季の奴の身代金が高額というケースもある。

③ 奴刑受刑者の主要職業

もちろん、この奴身代金・代人制が機能するためには、奴刑を宣告された者が実際に大金の身代金を払えるような経済的負担に耐えられる者が多くなければならない。そのような人物が、まさに上記『仙台風談』が取り上げているi)博奕犯とii)藩専売品の密売等の経済犯である。

さらに幕末期には、清酒密造者・操り芝居興行主・遊女屋などにも奴刑が適用され、その犯罪種類はきわめて多様であった。とくに注目されるのは、天保から幕末期に村方騒動の首謀者が奴刑に処されていることで、奴刑適用犯罪類型の外延は、裁判関係役人の判断で拡張可能だったのではなかろうか。

Ⅲ 一関藩『増補刑罪録』に見える奴刑

一関藩の奴刑を考察するための素材としては、同藩の刑事判例集である『増補刑罪録』しか持ち合わせていないので、仙台藩のように詳細な検討はできない。このような限界がありながらも、一応【資料 2】に示した『増補刑罪録』記載の奴刑関係記事から読みとれる2、3の事実を紹介してみたい。

1) 近世前期

同資料で最も早い奴刑関係記事は、元禄 11 年(1698)9 月に、流清水町(花泉町)の甚作が、他屋敷に奉公して取り逃げした罪で「鼻を削ぎ、仙台御領外へ追放」された際、「妻子欠所」とされた事例(No. 1)であろう。その後、享保 8 年(1723)2 月に、囚人を護送していた道中で囚人を取り逃がし、その囚人を探索に出たまま帰らなかった足輕の彦平と巻之丞が、「家財・妻子欠所」に処されているので(No. 7)、やはり前期においては縁坐奴としての性格をもっていたといえる。

ただし、享保 4 年(1719)11 月に、東山中奥玉村(千厩町)の善左衛門と下奥玉村(同)の甚七が気仙沼(現宮城県気仙沼市)へ密殺したことで他国追放に処されたとき、「妻子奴、家財欠所」となり(No. 4)、翌 5 年(1720)7 月、東山南小梨村(千厩町)の孫四郎が博奕を犯したため他国追放になった際、「妻子奴、家財欠所」とされているので(No. 5)、この頃が「妻子」と「家財」がようやく分離し始めた時期ではなかろうか。

2) 年季奴の出現

年季奴として早い例は、明和元年(1764)2 月に、役銭を納める約束を履行せずに密濁酒を売った東山上奥玉村(千厩町)源蔵後見与八郎が 1 ケ年奴に処された事例(No. 10)であろうか。以後はすべて年季奴といってよい。

年季は、1 ケ年、2 ケ年、3 ケ年が中心であるが、半年(No. 128)、1 ケ年半(No. 38、177)もある。これはまったくの例外であろうか。なお、仙台藩で、遠き川切り追放の代わりに設けられた 5、6 ケ年という年季はみられなかった。この理由は不明である。

年季奴に処された人数は 373 人である。ただし、博奕犯には「同犯の者、奴壹ケ年ずつ」のごとく、複数人が奴刑を科されたことが明らかながら、具体的人数が不明な事例が多い。この場合も 1 人として計算したので、実際の奴刑受刑者はさらに多くなるはずである。

このような誤差を前提として奴刑適用犯罪類型をみると、博奕犯が 183 人(半年奴 1 人、1 ケ年奴 159 人、1 ケ年半奴 2 人、2 ケ年奴 20 人、3 ケ年奴 1 人)で奴刑総数の約 50 パーセントを占めて圧倒的に多い。ついで密物・密商売が 87 人(1 ケ年奴 74 人、2 ケ年奴 9 人、3 ケ年奴 4 人)で約 24 パーセントである。この両者のみで約 75 パーセントを占めるから、奴刑の主要な適用犯罪類型が博奕犯と経済犯であることは仙台藩と同様といえる。

なお、年季奴の付与先については、安永 7 年(1778)3 月に、大町(旧一関市)源助妻の「けん」が、不行跡で夫へ対して我儘だとして「流大肝入へ壹ケ年奴」とする判決(No. 17)以

外、一切不明である。仙台藩と同様なら、大肝入・検断などよりも藩の諸役人へ与えられる場合が多かったのではないかと思われるが、いまだ追究できていない。

3) 奴身代金・代人制の存否

それでは、これら奴刑に処された者が、身代金や代人を提供することによって奴刑から解放される制度を、一関藩も有していたのであろうか。仙台藩の項で詳説したように、奴身代金・代人制は、判決確定後に奴を与えられた者と奴当事者とが交渉して実施されるもので、判決自体には奴刑に処することだけが記される。それゆえ、判決文だけを簡略に記した『増補刑罪録』では、この問題を追究することは不可能で、他の諸資料の助けを借りなくてはならない。

しかし、本資料にその手懸かりがまったくないわけではない。例えば、^{てんぽう}天保8年(1837)12月に、小盗した罪で「乞喰頭へ相渡し、御領外三里四方追放 持道具欠所」に処された二関町(旧一関市)長蔵俣の市三郎は、「奴中出奔立ち帰り居」るとき小盗をしたようなので(No. 130)、奴刑に実際に服していたことが想定される。

一方、天保4年(1833)7月に、^{ながれわくつ}流涌津村(花泉町)^{まち}組頭・^{しま}メリ役兼帯の^{けんたい}権左衛門が「組頭ならびにメリ役兼帯召し放し 三ヶ年奴」とされているが、その犯罪は博奕とともに、同類の頼みを受けて「奴金^{ごうき}合力受くべき約束にて、酒代金等申し受け、同類取り包」んだこととされている(No. 111)。この文章は、奴金の合力を受ける約束で、酒代金等を出して貰い、博奕を一緒に打った人物を隠したという内容と思われるが、いささか理解しにくい文章である。しかし、奴金はまず間違いなく奴身代金のことだろうから、この判決から、一関藩にも奴身代金・代人制が存在したと推定してよいのではないか。一関藩でのこの制度の詳細追究は今後の課題である。

4) 島奴事例

なお、『増補刑罪録』には島奴に処された事例も12件記載されるので、参考までにそれを【資料3】として掲げた。流刑地はいずれも仙台藩の流刑地であることが確認できる。刑期は無期だが、実際には恩赦によって10年前後で赦免されたようである。

おわりに

仙台藩・一関藩の奴刑は、最初は縁坐奴刑として採用された。しかし、次第に追放刑と結合されることにより、犯罪者本人が奴刑に処されるようになった。ところが、このような奴は、それを与えられた諸役人や町村役人にとって、必ずしも使いやすいものではなかった。この点を改善するために、奴身代金・代人制が採用されたが、身代金については、奴を付与された主人と奴との間の直接交渉で金額が決められたため、決して統一された金額とはならなかった。

これは、もっぱら仙台藩の奴刑に即して確認した特徴であり、一関藩のそれについてはいまだ十分な調査ができていない。今後『増補刑罪録』以外の資料を精査することで、この点の不備を克服したい。

〔資料1〕 近世前期江戸幕府奴刑事例

(吉田正志『仙臺刑事法の研究』(慈学社出版、2012年)202-203頁)

題し No.	刑決年月日	録命	衆とされた原因	源付号年月日	(原付)特与免	徳蔵(姓)
1	寛文2・4・23	知能	衆ました女、主人 衆上好	寛文2・6・17	大船尾宗政	徳蔵(姓)
2	寛文4・7・27	方吉	主人の女房と衆通 の者(衆罪)の子	不明	不明	
3	寛文9・6・5	不明	ためし衆衆を打っ た者(衆罪)の女房	寛文9・7・11	松野又右衛門	
4	寛文11・6・6	せん	標案手合(衆罪)の 女房 その衆	寛文9・7・11	大河内市郎右衛門	右半(19-154)
5	延宝3・6・6	ため	衆(衆罪)により衆 女奉公に出された 女房	寛文11・9・29	十和利助守段	老中
6	延宝3・5・28	不明	主人を衆した者の 衆人(衆罪)の女房	延宝3・6・8	越前守兵衛	右半(7-75)
7	享和3・閏5・23	衆之六	衆女を衆まおいた 者(衆罪)の女房	貞享元・2・2	柳井宗栄	
8	天明3・6・16	たま	衆(衆罪)の衆 おふ衆者の衆をし た者(衆罪)の女房	貞享元・6・2	不明	
9	貞享元・9・11	いち	衆女	貞享元・2・2	飯沼七右衛門	右半(18-118)
10	貞享2・5・24	たけ	近衆(衆罪)より衆 打った者(衆罪)の 女房	貞享2・9・朔	日澤徳助右衛門	不明
11	貞享3?・2	むく	同上の衆	貞享2・6・7	不明	
12	貞享3・7・4	こと	出衆(衆)と衆通	不明	不明	
13	貞享4・4・21	いち	衆(衆罪)と自分の 衆(衆罪)との衆通	貞享3・12・25	竹村定右衛門	代官
14	貞享4・11・14	わき	衆(衆罪)を衆そうとし た者(衆罪)の女房	元禄元・3・18	大船尾兵衛	不明
15	貞享5・12・28	すて	衆(衆罪)を切った 六尺(衆罪)の女房	元禄2・7・21	(御右半)矢部加兵衛	右半(21-377)
		はま	同上の衆	元禄元・3・18	小川庄(御右半)左衛門	右半(18-327)
		さん	衆(衆罪)を切った 六尺(衆罪)の女房	元禄元・3・18	小川宗四郎	右半(6-140)
		てう	同上の衆			
		よね	同上の衆			
		こま	衆(衆罪)を切った 六尺(衆罪)の女 房		野矢(御右半)左衛門	右半(21-317)

元禄元・9・4	たん	四所破り(半死獄 門)の衆	元禄2・7・27	右半(20-286)
元禄元・9・25	なつ	同上の衆	元禄2・7・27	右半(22-319)
元禄2・2・25	せん	放火犯(火罪)の女 房	元禄2・7・27	右半(19-154)
元禄2・7・17	しゆ	同上の衆	元禄2・7・27	右半(8-144)
元禄2・7・27	たつ	同上の衆	元禄2・7・27	8と同
元禄3・3・18	ゆり	衆通・放火犯(火 罪)の衆	元禄3・3・26	16と同
元禄3・9・9	よし	衆(衆罪)の女房	元禄3・11・1	
元禄3・9・9	かや	同上の衆、衆に侍付 衆	元禄3・11・4	
元禄4・2・21	かめ	放火犯(火罪)の女 房	元禄4・6・16	17と同
元禄6・8・11	はな	同上の衆	元禄4・3・16	16と同
元禄7・2・26	ひさ	女を引引して衆女 に衆した者(衆罪)の 女房	元禄7・4・朔	右半(18-118)
元禄7・11・6	ろく	同上の衆	元禄7・4・朔	右半(18-19)
元禄8・11・朔	さつ	主人を衆り罰割 衆(衆罪)の女房	元禄8・5・18	右半(16-282)
元禄10・8・13	すめ	衆(衆罪)を切った 六尺(衆罪)の女房	元禄9・5・20	右半(18-328)
元禄10・8・13	すめ	衆(衆罪)を切った 六尺(衆罪)の女 房	元禄8・11・14	不明
元禄10・8・13	すめ	衆(衆罪)を切った 六尺(衆罪)の女 房	元禄10・8・16	16と同

注 付与元禄職階の()内の数字は、江戸幕府元禄職階修習記録(徳川幕府元禄職階修習記録)の巻数・頁数である。

【資料2】『増補刑罪録』に見られる奴刑記事

通年	年月	名前	住所	犯罪事案	縁坐奴あるいは奴刑期(年)	伊科刑	通し番号
1	元禄11(1698)・9	葛作	流清水町	他隠匿に奉公、取逃	妻欠所	惣安ぞき仙台領外追放	41
2	元禄15(1702)・正	平四郎等3人	二瀬町	博奕	妻子・家内・家財・田地欠所	仙台領外追放	605
3	宝永7(1710)・12	二助 平助 權兵衛 權左衛門 權七 孫四郎	慈眼寺内の者 鬼死蔵村肝人下人 足懸 栗山中興五村 栗山下興五村 栗山南小梨村	殺人事件隠蔽	妻子・家財欠所	他國追放	18
4	享保4(1719)・11	權左衛門 孫七	足懸 栗山中興五村	氣仙沼へ密石	妻子・家財欠所	他國追放	1336
5	享保5(1720)・7	孫四郎	栗山南小梨村	博奕	妻子欠、家財欠所	他國追放	608
6	享保5(1720)・9	權三衛門 孫平	栗山南小梨村	死人の件で偽り申し出	妻子欠、家財欠所	他國追放	1555
7	享保8(1723)・2	藤之丞	足懸	道中で囚人を取り逃がし、捜索に出て帰らず	家財・妻子欠所		1611
8	寛延3(1750)・正	勘之丞 藤太郎	足懸 流金沢村肝人名代	村を掠め積悪、	家財・田地欠所、妻子欠	永牢	461
9	宝暦3(1753)・8	利左衛門	勘之丞親旧名代	過分の引換	跡田地・家財欠所、妻子欠人	永牢	468
10	明和元(1764)・2	与八郎	西黒沢村元肝人	役銀を納めずに密通酒弄り	田畑召し上げ、妻子・家財欠所	領外五里四方追放	1351
11	明和2(1765)・7	利兵衛 利兵衛伴	栗山上興五村源藏後見 流金沢町元大肝人	勤定滞り、徳代通取立	妻子・持運奥欠所	領外三里四方追放	473
12	明和4(1767)・3	平吉	地主町孫十郎子	博奕宿	1	於所7日磔	619
13	明和4(1767)・5	長十郎	流浦津町水香	博奕	1		620
14	明和8(1771)・12	寛平	栗山南小梨村	氣仙沼より密通を頼み駄送	2		1352
15	明和8(1771)・12	五郎人	流金沢町	御蔵入の者より鉄砲を借りる	1		1483
16	安永5(1776)・7	酒兵衛	二瀬町	御蔵み煤、積貯金を自由にする	1		477
17	安永7(1778)・3	けん	大関町	不行跡、夫へ対し積債	流大肝入へ		985
18	安永7(1778)・4	仁左衛門	瀬沢村八四郎添え人	密鉄砲	2		1488
19	安永7(1778)・8	寛三郎	有壁町	博奕宿	1	於その処7日磔	626
20	安永7(1778)・12	作兵衛	流日形村清三郎添え人	博奕動き中、人数を備し騒動	1		805
21	安永8(1779)・10	吉之丞 吉之丞妻子	三関村	地蔵	2	田地屋敷召し上げ	806
22	天明8(1788)・3	平左衛門	大町	博奕宿	1	於所7日磔	627
23	天明8(1788)・12	仲助 みつ	流清水町留兵衛妻 栗山増沢村	盗物買取	1ずつ		1356
24	寛政元(1789)・10	卯太夫 同犯の者	有壁町	博奕宿	1ずつ		628
25	寛政元(1789)・10	庄之丞	有壁町	無判の鉄砲所持	1		1491
26	寛政3(1791)・4	庄治右衛門等2人 宿した女	大町	博奕	1ずつ		629
27	寛政5(1793)・8	惣十郎	有壁町	盗賊宿	1		267
28	寛政5(1793)・8	豊五郎等2人	有壁町	博奕	1ずつ		630
29	寛政6(1794)・2	金四郎	流浦津村	盗賊宿・盗品買取	1		268
30	寛政7(1795)・3	助十郎	市野々村旧組頭	無業の者へ網羅け等	2		819
31	寛政7(1795)・3	和藏右衛門等5人	市野々村与頭	肝人勤め方不直申し出、妻債	1ずつ		1549
32	寛政9(1797)・11	助五衛門	市野々村飯肝人伴	村債目始末の節、強勢	2		821
33	寛政9(1797)・11	久吉等2人	市野々村	町債を騒がす	1		822
34	寛政9(1797)・11	八右衛門	市野々村	肝人勤め方無然申し出、組頭役辞退申し出	1ずつ		1550
35	寛政10(1798)・2	吉左衛門等4人 伊勢治	流浦津村 流中村	伊勢治宅で博奕	1		631
36	寛政10(1798)・8	長松	栗山徳田村	借金を米で返す	1		1363
37	寛政10(1798)・8	惣左衛門	栗山徳田村郷士	鹿沢町より米買入	1		1364

38	寛政11(1799)・6	松兵衛	祥雲寺門前	博奕、貸銭のかたに病風呂等持ち去り	1年半	633
39	享和元(1801)・3	尊兵衛	狐禪寺村	煙草入一件につき自分が盗おうとした	2	490
40	享和元(1801)・9	尊兵衛	三関町	怪しい衣類買取	1	1365
41	享和元(1801)・9	治右衛門	三関村	密銭所持	1	1496
42	享和2(1802)・11	博奕の者	二関町・塩岡屋	博奕	1ずつ	636
43	享和3(1803)・9	五右衛門	一関町	借金のために塩を盗す	2	1367
44	文化元(1804)・3	小左衛門等2人	狐禪寺村	博奕	1ずつ	640
45	文化元(1804)・3	十太	栗山福沢村	博奕	1	642
46	文化元(1804)・4	権太夫妻	栗山福沢村	博奕宿	1	826
47	文化元(1805)・2	本兵衛	栗山福沢村	口論・打撃	1	643
48	文化2(1805)・4	鶴之助等3人	赤金沢村	賭け事	1ずつ	1368
49	文化2(1805)・7	仲太	一関町	盗物と心付かず脇差し買取	1	493
50	文化2(1805)・11	伊兵衛	狐禪寺村	濡れ米売り払い	1	644
51	文化3(1806)・11	伝之丞	三関村伝五郎屋	博奕宿	1ずつ	645
52	文化3(1806)・12	兵吉	狐禪寺村	博奕	2	646
53	文化4(1807)・4	鶴藏	一関町	博奕	2	647
54	文化4(1807)・9	同犯の者ども	二関町永助借家	博奕	1	648
55	文化5(1808)・12	多利蔵	流上油田村	博奕	1	649
56	文化7(1810)・2	平治	流金沢町	博奕	1	650
57	文化7(1810)・2	末蔵	流金沢村	博奕	1	651
58	文化7(1810)・8	魚太郎	流金沢村	博奕	1	652
59	文化8(1811)・正	鶴八	流金沢村	博奕	1	1370
60	文化8(1811)・6	林蔵	流金沢村	博奕	1	1371
61	文化9(1812)・7	折平	流金沢村	博奕	1	653
62	文化9(1812)・10	七郎次等2人	下黒沢村	博奕	1	654
63	文化10(1813)・9	与平太	下黒沢村	博奕	1	1001
64	文化10(1813)・11	成七	下黒沢村	博奕	2	655
65	文化11(1814)・6	同犯の者ども	下黒沢村組頭	博奕	1	656
66	文化11(1814)・6	同犯の者ども	流金沢村仁兵衛伴	博奕	1	1502
67	文化11(1814)・6	寛四郎	流金沢村	博奕	1	1503
68	文化12(1815)・7	伝右衛門	流金沢村	博奕	1	657
		寛井弥右衛門	流金沢村	博奕	1	
		首郎兵衛	栗山福沢町	博奕	1	
		犯し候者ども	流金沢村	博奕	1	
		儀兵衛	流金沢村	博奕	1	
		銀吉	一関町五右衛門伴	博奕	1	
		寛吉	有壁町又兵衛弟	博奕	1	
		正右衛門	下黒沢村	博奕	1	
		同犯の者ども	栗山下奥玉村	博奕	1	
		養之助	二関町清之助妻	博奕	1	
		宿	流金沢村	博奕	1	
		きり	流金沢村	博奕	1	
		与平太	流金沢村	博奕	1	
		清吉	流金沢村	博奕	1	
		同犯の者ども	流金沢村	博奕	1	
		庄右衛門	流金沢村	博奕	1	
		兵吉	流金沢村	博奕	1	
		伊蔵	流金沢村	博奕	1	
		山三郎	流金沢村	博奕	1	

№	年月日	事件名	場所	被害者	加害者	備考	備考
69	文化12(1815)・8	左衛門等2人	栗山播磨村与太郎添え人	山三郎に勧められ博奕	博奕	1ずつ	658
70	文化13(1816)・5	同犯の者ども	栗山北小栗村	博奕宿、人を打擲のうえ金子掠め取り	博奕	1ずつ	1372
71	文化13(1816)・7	又四郎	栗山御田村	御蔵入へ米売り払いのため駄送	博奕宿	1	662
72	文化13(1816)・11	源藏	瀬沢村又兵衛子	博奕、盗物を預かる	博奕	1	665
73	文化13(1816)・11	同犯の者ども	瀬沢村	博奕、盗物を預かる	博奕	2	666
74	文化13(1816)・11	利助	瀬沢村	博奕、盗物を預かる	博奕	1	1373
75	文化14(1817)・10	同作	二関町	博奕出入へ立ち入り、瀬酒商売	博奕	1	1376
76	文政2(1819)・闕4	同作	流浦津町	盗物と心付かず紅花買取	博奕	1	670
77	文政2(1819)・闕4	同作	流浦津町後断臺	盗物と心付かず紅花買取	博奕	1	672
78	文政2(1819)・12	同作	二関町	博奕	博奕	1	673
79	文政4(1821)・6	同作	一関町	博奕	博奕	1	674
80	文政4(1821)・12	同作	下瀬沢村	博奕	博奕	1	675
81	文政6(1823)・2	同作	栗山播磨村	博奕	博奕	1	1379
82	文政6(1823)・11	同作	栗山播磨村	博奕	博奕	1	273
83	文政6(1823)・11	同作	栗山下嬰玉村	博奕	博奕	1	676
84	文政6(1823)・11	同作	栗山下嬰玉村	博奕	博奕	1	1240
85	文政6(1823)・12	同作	栗山下嬰玉村	博奕	博奕	1	1384
86	文政7(1824)・闕8	同作	栗山下嬰玉村	博奕	博奕	1	300
87	文政7(1824)・10	同作	栗山下嬰玉村	博奕	博奕	1	678
88	文政7(1824)・10	同作	流泉沢村旧組頭	博奕	博奕	1	679
89	文政8(1825)・5	同作	流泉沢村	博奕	博奕	1	1385
90	文政8(1825)・11	同作	流泉沢村	博奕	博奕	1	1582
91	文政8(1826)・10	同作	流泉沢村	博奕	博奕	1	1504
92	文政9(1826)・10	同作	流泉沢村	博奕	博奕	1	1505
93	文政10(1827)・2	同作	流泉沢村	博奕	博奕	1	1388
94	文政10(1827)・闕6	同作	流泉沢村	博奕	博奕	1	680
95	文政10(1827)・7	同作	流泉沢村	博奕	博奕	1	1389
96	文政11(1828)・8	同作	流泉沢村	博奕	博奕	1	681
97	文政12(1829)・2	同作	流泉沢村	博奕	博奕	1	682
98	文政12(1829)・4	同作	流泉沢村	博奕	博奕	1	682

99	文政12(1829)・8	同犯の者 七兵衛	流堀嶋村	博奕 芝居に紛らわしい小見せ物興行	1ずつ	685
100	天保元(1830)・2	千楽新助 勇作	二関町 東山南小栗村 流堀嶋村	盗物の米手形買取	1	1392
101	天保元(1830)・8	福太郎	二関町源右衛門 東山南小栗村 流堀嶋村	博奕買物、申し紛らす 数年の隠色代奸曲 肝入の奸曲を告発箇擧	1 2 1	687 513 372
102	天保元(1830)・11	七左衛門	流堀嶋村	懸守中、教人合合で博奕宿	1ずつ	688
103	天保元(1830)・11	長左衛門	流堀嶋村	博奕	1ずつ	680
104	天保 2(1831)・正	五右衛門等2人 同犯の者	流堀嶋村 流堀嶋村	伴が打瀬され、過毒・不法に仇を報ず 庄九郎の件で強盗・不法	1 1	861
105	天保 2(1831)・4	庄九郎	流堀嶋村	盗物買取	1ずつ	1398
106	天保 2(1831)・4	納右衛門	流堀嶋村	密石、直訴	2	374
107	天保 2(1831)・5	菊松等4人	流堀嶋村	密石、直訴	2	1400
108	天保 2(1831)・9	卯左衛門	流堀嶋村	密石、直訴	2	691
109	天保 2(1831)・9	卯左衛門	流堀嶋村	密石、直訴	2	692
110	天保 3(1832)・12	彦助 同犯の者	流堀嶋村 流堀嶋村	博奕 博奕	1ずつ	693
111	天保 4(1833)・7	納右衛門	流堀嶋村	博奕、双金合力を受ける約束で同類隠蔽	3	694
112	天保 4(1833)・7	庄左衛門	流堀嶋村	博奕、隠蔽のため酒代金隠し出し	2	695
113	天保 4(1833)・7	七兵衛	流堀嶋村	酒代金を受けて博奕犯を隠蔽し	1	696
114	天保 4(1833)・7	荒井卯藤等2人	流堀嶋村	酒代金を出して博奕をしたことを隠蔽	1ずつ	600
115	天保 4(1833)・7	七左衛門等4人	流堀嶋村	博奕	1ずつ	697
116	天保 4(1833)・12	利三郎	二関町	名字を各樂り、家中に偽った	1	698
117	天保 5(1834)・正	丹作 幸藏	流堀嶋村	金成町で博奕	1	700
118	天保 5(1834)・4	同犯の者ども	二関町	博奕	1ずつ	1410
119	天保 5(1834)・12	幸作	二関町	博奕宿、先年同様様の所行	1ずつ	1412
120	天保 5(1834)・12	同犯の者	二関町	博奕	1	275
121	天保 6(1835)・5	三七	二関町	盗米を安値で買取	1	701
122	天保 6(1835)・6	林治	東山南小栗村 流堀嶋村	盗賊宿、盗物を自由にする	1	1414
123	天保 6(1835)・7	忠吉	流堀嶋村	博奕宿	1	527
124	天保 6(1835)・10	黒沢茂兵衛	二関町	密酒・密石、兄を不取り扱い	1	1416
125	天保 6(1835)・12	流右衛門	東山北小栗村 流堀嶋村	相場運い、密金を取り取る	1	1421
126	天保 7(1836)・11	弥三郎等18人	二関町・流堀嶋村	相場運い、密金を取り取る	1	1422
127	天保 8(1837)・5	納右衛門	流堀嶋村	向方御領へ殺物売り払い、駄送	1ずつ	1420
128	天保 8(1837)・5	寛藏	流堀嶋村	向方御領へ密石	1	706
129	天保 8(1837)・6	とら	流堀嶋村	盗物と心付かす、粟米等買取	1	204
130	天保 8(1837)・12	市三郎	二関町	家内隠守中贈け事宿、格別御吟味	半年	1421
131	天保 8(1837)・12	忠吉	二関町	奴中出奔	1	1422
132	天保 8(1837)・12	幸吉等6人	二関町	盗物買取	1	1423
133	天保 9(1838)・3	彦八	流堀嶋村	盗石買取	1ずつ	1425
134	天保 9(1838)・5	民藏	流堀嶋村	盗賊より紙煙葉買取	1	707
135	天保 9(1838)・8	庄作 同犯の者	流堀嶋村	密物と知りながら場買取	2	280
136	天保 9(1838)・9	惣之助 猪太郎	流堀嶋村	博奕宿	1	1433
137	天保 9(1838)・12	文平	流堀嶋村	博奕	2	1434
138	天保 9(1838)・12	武太郎	流堀嶋村	密帳を自由にし、酒代金を盗る 博奕、出奔立帰、無判紙の偽売り払い	1	1433
			二関町源兵衛等		1	1434

139	天保10(1839)・2	本吉	二関町目明加勢	盗賊につき謝礼を受けて内渡	1	536
140	天保10(1839)・2	佐七兵衛	泉死骸村	自明手先の体に偽り、謝礼金を受け盗賊一件内渡	1	537
141	天保10(1839)・4	林七雲多	二関町	盗物売り払い世話	1	284
142	天保10(1839)・4	長左衛門	有聲町	盗賊宿、盗物売り払い世話	1	285
143	天保10(1839)・4	とら	一関町直治娘	心付かず盗物買取	1	1437
144	天保10(1839)・6	清蔵	片馬合村	服石	1	1439
145	天保10(1839)・7	菊四郎	流金沢町	心付かず盗物引受	1	1440
146	天保10(1839)・8	風平	一関町	密酒酒商い、酒代に盗物引受	1	1441
147	天保10(1839)・8	番右衛門	真山福沢村	密鉄炮所持	1	1511
148	天保11(1840)・5	久吉蔵	流金沢町ノリ役加勢	盗難一件を謝礼金を奉けて内渡	1	1279
149	天保11(1840)・9	字左衛門	一関町轟六郎	盗物買取、他領者へ売り払い	2	1444
150	天保12(1841)・5	幸左衛門	流金沢町	密酒酒売買	1	1446
151	天保13(1842)・6	伊藤六右衛門等2人	二関町	武器類を他領者へ売り払い	3つ	1447
152	天保14(1843)・2	石川栗四郎	市野々村組頭	役替私曲	2	550
153	天保14(1843)・4	勝右衛門等3人	市野々村	外宅へ忍び入り博奕	1つ	711
154	天保14(1843)・8	笹六等2人	真山福小栗村	肝入へ不正の金子を出し、年貢用槍を得る	2つ	553
155	天保14(1843)・8	及川弥兵衛	同村組頭	肝入へ不正の金子を出し、年貢用槍を得る	1	554
156	天保14(1843)・8	三浦藤蔵等8人	同村組頭	肝入へ不正の金子を出し、年貢用槍を得る	1つ	555
157	弘化元(1844)・8	七蔵等3人	流浦津町養作伴	小腰主宅で制禁の博奕	1つ	713
158	弘化元(1844)・10	新太郎	泉死骸村	賭け事再犯	2	714
		三平等4人	泉死骸村	賭け事	1つ	
159	弘化元(1844)・10	弥作	市野々村金右衛門師置	賭け事、逃亡して他村に潜む	1	715
		佐之助等3人	市野々村	賭け事	1つ	
160	弘化元(1844)・12	栗兵衛	二関町	御蔵入へ密石売り払い	1	1451
161	弘化2(1845)・5	栗兵衛	片馬合村栗蔵屋	本処出奔、制禁を犯す	1	717
162	弘化2(1845)・11	茂市等4人	真山福田倉村	博奕	1つ	718
163	弘化2(1845)・12	佐藤善左衛門	一関町	賞銀を受け取って虚文作成、渡し出し	2	1604
164	弘化3(1846)・3	運野久治郎	栗山下興玉村肝入	賞銀を受け取って立立押領	1	561
165	弘化3(1846)・6	金治	流崎村	風喰体取世、眞斬	2	391
166	弘化3(1846)・6	田野崎重九郎	流浦津町橋断	密質を取る、正金手形を相場場裏に取引	1	1452
167	弘化3(1846)・6	田野崎重代治	流浦津町	日切りの密質を取る、高利	1	1453
168	弘化3(1846)・7	長左衛門等3人	東山徳田村	博奕宿	1	720
		与右衛門等9人	東山徳田村	博奕	1つ	
169	弘化3(1846)・7	春内等2人	東山徳田村藤井益蔵伴	博奕	1つ	725
170	弘化3(1846)・9	与右衛門等3人	狐澤寺村	山野において博奕	1つ	733
171	弘化3(1846)・11	成吉	流浦津町ノリ役三右衛門二男	博奕、一旦逃亡	1	736
172	弘化3(1846)・11	政太郎等2人	流浦津町ノリ役三右衛門伴	博奕	1つ	737
173	弘化4(1847)・5	秀治	一関町	博奕宿	1	740
174	弘化4(1847)・5	喜彦等2人	二関町野瀬平吉伴	博奕再犯、一旦逃亡	2つ	741
175	弘化4(1847)・5	真作	二関町真兵衛伴	博奕、一旦逃亡	1	742
		同犯の者ども		博奕	1つ	
176	弘化4(1847)・5	周吉	二関町徳右衛門借家	博奕宿	1	743
177	弘化4(1847)・6	三蔵	流崎村	博奕、賄賂を渡って内渡、一旦逃亡	1年半	750
178	弘化4(1847)・6	養助等3人	流崎村	博奕、賄賂を出して内渡、一旦出奔	1つ	751
179	弘化4(1847)・6	養作等4人	流崎村	博奕、賄賂を出して内渡	1つ	752
180	弘化4(1847)・6	多し	流崎村喜太郎妻	夫留守中に博奕宿	1	753
181	弘化4(1847)・6	三右衛門	流浦津町ノリ役	謝礼金を受けて博奕内渡	1	754
182	弘化4(1847)・8	寛治郎	東山福沢町ノリ役	御蔵入で賭け事	1	758
183	弘化4(1847)・11	寛松	牧沢村	博奕宿、一旦逃亡	1	761
184	弘化4(1847)・11	長左衛門	牧沢村組頭鉄砲持主	博奕、鉄砲極刑を請けて一旦逃亡	2	762・1515
185	弘化4(1847)・11	寛之助	牧沢村	博奕、一旦逃亡	1	763
		養太郎	流置沢村	博奕宿	1	

186	嘉永元(1848)・12	同犯治四郎 外同犯		博奕	2 1ずつ	788
187	嘉永3(1850)・3	小野寺喜 小野寺喜左衛門 菅原三郎太等5人	浦沢村組頭 浦沢村組頭 同村組頭	金銭取立を自由にし、代官へ賄賂	3組頭召し出し、年會50日 2組頭召し出し、年會30日 2ずつ	574
188	嘉永3(1850)・3	菅原三之助	同村組頭	不正・我儘の勤め方	2	575
189	嘉永3(1850)・11	熊谷周治 同犯の者ども	流金沢町	御蔵入へ密石を差る	1	1455
190	嘉永4(1851)・12	菊岡等2人	流峰村	大住寺で博奕再犯	1ずつ 2ずつ	771
191	嘉永5(1852)・7	同犯	一関村	博奕	1ずつ	1456
192	嘉永5(1852)・8	周治 菅原才兵衛 和野右衛門	上黒沢村	盗物と知らず綿売買、一旦逃亡 肝入へ合心、私欲	1 1	581
193	嘉永6(1853)・7	新三郎	有壁町	博奕	2	775
194	嘉永6(1853)・7	同犯		博奕、一旦逃亡	1	776
195	嘉永6(1853)・7	外同犯 巳作 伊藤専蔵	流金沢町	博奕	1ずつ	776
196	嘉永6(1853)・7	九兵衛	一関町	博奕、一旦逃亡	2	1458
197	嘉永6(1853)・7	佐藤新吉	二関町	博奕	2	1459
198	安政元(1854)・7	忠蔵	二関町	綿綿を他國商人へ売り渡し	1	1461
199	安政元(1854)・10	九兵衛	流飯倉旧組頭出奔立伴	御礼金を受けて綿綿売買の世話	2	1198
200	安政元(1854)・12	金治	二関町山本屋敷七伴	博奕、出奔立伴	2	588
201	安政2(1855)・7	三浦忠治右衛門	西黒沢村組頭要治伴	他宛者へ馴れ合い、赤い荷駄達の世話	1	590
202	安政3(1856)・正	名前不詳	流金沢村組頭	抱い物の配分を受ける	1	777
203	安政3(1856)・正	同犯のうち	栗山寺沢村兵助伴出奔	賭博金過分取立、押領	1	778
204	安政3(1856)・2	平右衛門等3人	浦沢村	博奕、取中出奔立伴、又々博奕	2	1518
205	安政3(1856)・6	貞吉	流金沢村	博奕再犯	2	592
206	安政3(1856)・10	小川栗治	流金沢村旧肝入	博奕再犯 一旦逃亡 賭博を繰り返りて白鳳等を討つ 南部女の奉公の世話をし、給金を自由にす 退放者の妻を他村へ嫁がせ、経納金を取ろうとした 不正の致し方	2 1ずつ 1ずつ 2 1 2	593 596

【資料3】『増補刑罪録』に見られる島奴刑記事

No.	年	月	名	前	住	所	犯罪事案	島名	併科刑	赦免年月	通し番号
1	享保16(1731)	5	きく		東山南小梨村角助妻		向方御領の者と密通				409
2	延享元(1744)		文之丞		寺沢村甚兵衛二男					宝暦2(1752)	9
3	宝暦11(1761)	6	幸八		張師卯太夫弟		有夫の女へ密通	田代浜	持道具欠所	明和7(1770)	11
4	宝暦11(1761)	6	らく		二関町辰之助妻		有夫にて密通	網地浜	持道具欠所	明和5(1768)	正
5	明和7(1770)	6	きん		流揚生村治兵衛妻		有夫にて御蔵入者と密通、出奔	田代浜	持道具欠所	安永2(1773)	6
6	明和8(1771)	12	せき		流涌津町平五郎妻		有夫にて御蔵入者と密通、出奔	網地浜		安永7(1778)	5
7	天明7(1787)	12	古川五藤太		流富沢村御蔵御升取		有夫の女へ密通	田代浜	跡衣所	寛政11(1799)	6
8	天明7(1787)	12	へん		流富沢村伊三郎妻		有夫にて密通	網地浜	持道具欠所		419
9	寛政9(1797)	4	えつ		流金沢村長八妻		有夫にて無宿者と密通、出奔	田代浜	持道具欠所		420
10	天保14(1843)	9	佐惣治		時太鼓打		有夫の女へ密通	田代浜	持道具欠所		430
11	嘉永4(1851)	12	千代		流峠村千葉桃之助孫		有夫にて密通	田代浜	持道具欠所		438
12	安政2(1855)	12	俊治		流蝦蟇村出奔立婦		偽誓、虚事申し掛け等	江嶋	持道具欠所		955